

夜間金庫規定

第1条 (利用目的)

この夜間金庫（以下「金庫」という）は、当店における使用者名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。なお、窓口営業時間中に利用した場合も、窓口営業時間外に利用した場合と同様に取扱います。

第2条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月または9月末日までとし、契約期間満了日までに使用者または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から6ヶ月間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条 (使用料)

- (1) この金庫の使用料は、当行所定の利率により6ヶ月分を前払いするものとし、毎年4月・10月の当行所定の日に、使用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属するつきを1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条 (手数料)

- (1) この金庫の利用による入金事務取扱手数料として、当行所定の夜間金庫専用入金帳（以下「入金票」という）一冊ごとに当行所定の料金を入金票交付時に支払ってください。当行はこの手数料を使用者が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当することができるものとします。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

第5条 (利用方法)

- (1) この金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、入金票および金種明細票とともに入金袋に入れ、その入金袋を施錠のうえ金庫に投入してください。
- (2) 入金袋を1個ずつ確実に投入してください。入金袋を投入したのちは扉を閉じられた後で念のためもう一度開閉のうえ、入金袋が確かに落下したことを、お確かめ下さい。また、利用記録票放出の設備がある場合は夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受取ってください。
- (3) 入金袋は第1条の利用目的以外に使用しないでください。

第6条 (預金への受入処理)

- (1) この金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入れ金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

第7条 (入金袋の返却)

入金袋ならびに通帳等は当行の受入れ手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

第8条 (鍵の保管等)

- (1) 外扉用鍵は使用者が保管し、その鍵を使用して金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は使用者が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第9条 (鍵、入金袋の喪失・き損)

- (1) 外扉用鍵、入金袋正鍵および入金袋を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届け出してください。なおこの場合、修理費、再製費また錠前等の取替えに要する費用を負担してください。
- (2) 前項の場合、鍵、入金袋の再交付まで相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第10条（届出事項の変更等）

- (1) 名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けてください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときで通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (4) 夜間金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等を行います。夜間金庫の契約後も、夜間金庫の取引にあたり当行は法令で定める本人確認等を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法より届け出てください。

第11条（損害の負担等）

- (1) この金庫の利用および取扱にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、外扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われるなど使用者の責めに帰すべき事由により損害が生じても、当行は責任を負いません。また、これにより当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第12条（金庫の修繕、移転等）

金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が金庫の一時利用中止または金庫・鍵・入金袋の変更・取替えを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第13条（解約等）

- (1) この契約は、使用者の申出によりいつでも解約することができます。この場合、外扉用鍵・入金袋正鍵・入金袋および当該預金口座の届出の印章を持参し、当行の所定の手続きをしてください。なお、鍵・入金袋を失った場合に解約するときは、このほか9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

 - ①使用者が使用料、手数料、その他使用者が負担すべき費用を支払わないとき
 - ②使用者について相続の開始があったとき
 - ③使用者の責めに帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤使用者がこの規定に違反したとき
 - ⑥実在しない名義人による契約であることが明らかになった場合または契約名義人本人の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
 - ⑦使用者が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑧法令で定める本人確認等における確認事項に偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑨上記①から⑧までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
 - ⑩この契約がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で当行が夜間金庫解約が必要と判断した場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、使用者との取引を継続することが不適切であると判断される場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または使用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

 - ①使用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、また次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 使用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 使用料の清算は外扉用鍵・入金袋正鍵、入金袋が当店へ返却された時をもって行ないます。

(5) 使用料、手数料、その他使用者が負担すべき費用が支払われないときには、金庫の利用があつても当行は入金袋を留め置き、返却しないことができるものとします。このために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第14条（譲渡・転貸等の禁止）

この金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、外扉用鍵、入金袋正鍵および入金袋についても同様とします。

第15条（規定の準用）

この規定に定めない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第16条（保証人）

保証人はこの契約から生ずるすべての債務について、使用者と連帶して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第17条(反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の使用申込および利用をおことわりするものとします。

第18条(規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上